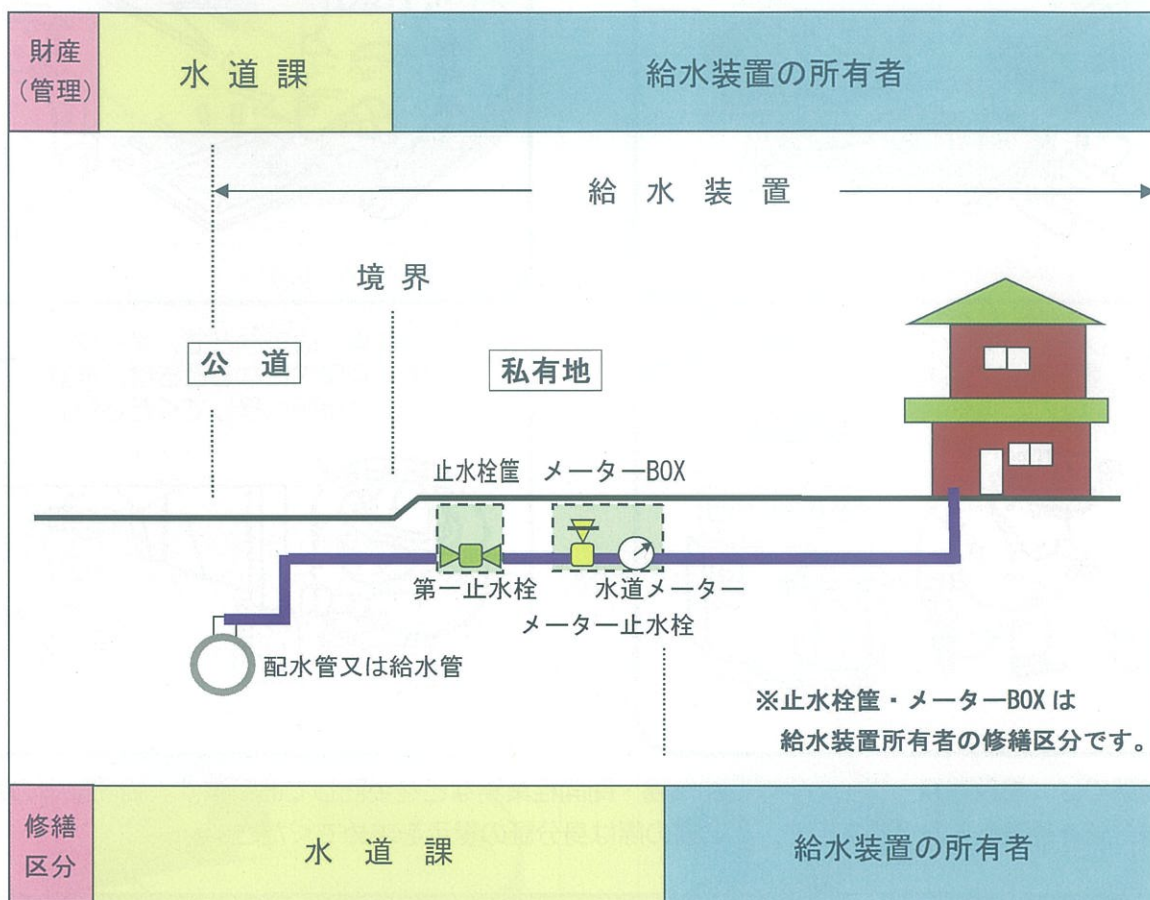


給水装置の修繕工事区分

宅地外で漏水していたら

水道管・メーター器などの給水装置は、水道メーターボックスを含んで建物側がお客様の管理となり、それより公道側(外側)は市の管理となります。もし、メーターボックスよりも公道側(外側)で漏水を発見した時は、お手数ですが、水道課までご連絡ください。こちらで修理にお伺いします。

○一般的な専用住宅の場合(代表例)



水が止まらない！

蛇口から水が止まらない、給湯器から漏水している、など水が止まらずお困りの時は、まずメーターボックス内にあるレバーを反対側に倒して水を止めましょう。(ハンドル式の場合は栓を回します。)そのうえで故障の内容を確認し、東松山市指定給水装置工事事業者へ修理の依頼をしましょう。

※指定給水装置工事事業者については、水道課ホームページ、水道課窓口で配布している業者リストをご確認ください。



編集 ・ 発行

東松山市 建設部 水道課	〒355-0076 東松山市大字下唐子814番地	TEL 0493-22-1123
ホームページ	http://www.hmywater.jp	FAX 0493-22-4389